参 考 資 料

１　とちぎ青少年プランの策定経過　・・・・・・・・・・・・・・　68

２　栃木県青少年健全育成審議会委員名簿　・・・・・・・・・・　69

３　栃木県青少年健全育成条例　・・・・・・・・・・・・・・・・　70

４　子ども・若者育成支援推進法　・・・・・・・・・・・・・・・　83

５「青年の意識と行動に関する調査」（概要・回答者の属性）・　90

６　各種法令等による子ども・若者の年齢区分　・・・・・・・・・　92

1　とちぎ青少年プランの策定経過

平成２６年

5月 8日	栃木県青少年問題協議会開催　策定について報告
10月21日～11月１２日	「青年の意識と行動に関する調査」実施

平成２７年

2月 3日	栃木県青少年健全育成審議会（※）　基本的方向案審議
7月27日	栃木県青少年健全育成審議会　骨子案審議
10月28日	栃木県青少年健全育成審議会　素案審議
11月26日～12月25日	パブリックコメント（県民意見の募集）

平成28年

2月 2日	栃木県青少年健全育成審議会開催　最終案審議
3月	決定・公表

※　栃木県青少年問題協議会は、平成２７年１月1日、栃木県青少年健全育成審議会と統合。以降、当プランについては、栃木県青少年健全育成審議会において審議。

2　栃木県青少年健全育成審議会委員名簿

平成28年3月現在

氏　　名	役　　職　　等	備　　考
渥 見　文 子	栃木県青少年団体連絡協議会理事 （ガールスカウト栃木県連盟理事）	
伊 藤　一 之	下野新聞社編集委員	
伊 藤　嘉 司	栃木県書店商業組合理事	
大 川　容 子	弁護士	
大 木　廣 巳	栃木県私立中学高等学校連合会理事	副委員長
大 森　玲 子	宇都宮大学教育学部准教授	委員長
神　村　　修	宇都宮保護観察所長	H27.3.31まで
川 井　正 枝	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会副会長	
齋 藤　剛 郎	栃木県議会議員	H27.6.25から
塩 谷　節 子	栃木県女性団体連絡協議会長	
澁 谷　健 治	公募委員（独立行政法人国立青少年教育振興機構 青少年教育研究センター　客員研究員）	
染　田　　惠	宇都宮保護観察所長	H27.4.1から
仲 澤　佳 子	栃木県更生保護女性連盟常任理事	
西 田　直 樹	作新学院大学女子短期大学部教授	
日向野　文代	栃木県民生委員児童委員協議会副会長	
柳　　健	栃木県興行生活衛生同業組合副理事長	
柳 田　和 子	一般社団法人栃木県子ども会連合会副会長	
横 松　盛 人	栃木県議会議員	H27.6.24まで
渡 邉　亜子華	栃木市立大平南中学校ＰＴＡ・広報委員 （栃木県ＰＴＡ連合会）	

※　５０音順　敬称略

3　栃木県青少年健全育成条例

平成十八年十月十三日
栃木県条例第四十一号

栃木県青少年健全育成条例をここに公布する。

栃木県青少年健全育成条例

栃木県青少年健全育成条例(平成五十一年栃木県条例第三十九号)の全部を改正する。

目次

第一章　総則(第一条―第八条)
第二章　青少年の健全育成に関する施策(第九条―第十三条)
第三章　社会環境の整備に関する自主規制(第十四条―第二十一条)
第四章　有害環境の浄化に関する規制(第二十二条―第四十一条)
第五章　青少年の健全育成を阻害する行為等の規制(第四十二条―第五十条)
第六章　栃木県青少年健全育成審議会(第五十一条)
第七章　雑則(第五十二条―第五十五条)
第八章　罰則(第五十六条―第五十八条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年のための良好な社会環境の整備と青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図り、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　青少年　十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

二　保護者　親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他青少年を現に監護する者をいう。

三　図書類　書籍、雑誌、文書(新聞を除く。)、絵画及び写真並びに映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声が再生されるものをいう。

四　興行　映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。

五　がん具類　がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)、器具その他これらに類する物品をいう。

六　広告物　屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

七　自動販売機　物品の販売に従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。次号において同じ。)することなく、販売することができる設備を有する機器をいう。

八　自動貸出機　物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく、貸し付けることができる設備を有する機器をいう。

九　深夜　午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。

十　テレホンクラブ等営業　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十一　利用カード等　テレホンクラブ等営業に係る役務を利用するために必要な会員番号、暗証番号等の情報が記載されている文書その他の物品又は当該情報をいう。

（基本理念）

第三条　青少年の健全な育成については、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。

２　青少年の健全な育成については、社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。

３　青少年の健全な育成については、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るものとする。

（県民の責務）

第五条　県民は、基本理念にのっとり、深い理解と関心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為及び環境から青少年を保護するように努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条　保護者は、基本理念にのっとり、その保護する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、及び教育するように努めるものとする。

（青少年育成関係者の責務）

第七条　学校及び職場の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者（以下「青少年育成関係者」という。）は、基本理念にのっとり、相互に連携し、その職務、活動等を通じて、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

（適用上の注意）

第八条　この条例の適用に当たっては、県民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章　青少年の健全育成に関する施策

（施策の基本等）

第九条　県は、青少年の健全な育成に関する施策の策定及び実施に当たっては、青少年及び県民の自主的な活動を支援することを基本とし、その活動が積極的かつ効果的になされるよう配慮するものとする。

（基本計画）

第十条　県は、青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、青少年の健全な育成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

２　基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　青少年の健全な育成に関する基本的方向

二　青少年の健全な育成に関する施策に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

３　知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県青少年健全育成審議会（以下「審

議会」という。）の意見を聴かなければならない。
４　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（家庭の日）
第十一条　県は、青少年の健全な育成において家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。
２　家庭の日は、毎月第三日曜日とする。

３　家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

（インターネットの適切な利用に関する教育等）
第十一条の２　県は、保護者及び青少年育成関係者と連携し、青少年がインターネットを適切　に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する教育　及び啓発活動の推進に努めるものとする。

（推奨）
第十二条　知事は、図書類又は興行の内容が青少年の健全な育成を図るため特に有益であると認めるときは、審議会の意見を聴いてこれを推奨することができる。

（表彰）
第十三条　知事は、青少年の健全な育成について特に顕著な功績があると認められる者又は青少年、青少年が組織する団体等でその活動が他の模範になると認められるものを表彰することができる。

第三章　社会環境の整備に関する自主規制

（図書類の取扱業者の自主規制）
第十四条　図書類の販売又は貸付けを業とする者（図書類を交換し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることを業とする者を含む。以下「図書類の取扱業者」という。）は、図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。
一　青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
二　青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
三　青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（興行の主催者の自主規制）
第十五条　興行を主催する者は、興行の内容が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

（がん具類の販売業者等の自主規制）
第十六条　がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該がん具類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与しないように努めなければならない。
一　青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二　人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

（広告主等の自主規制）
第十七条　広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容が第十四条各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、自主的方法により、当該広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布しないように努めなければならない。

（自動販売機等業者の自主規制）
第十八条　自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、相互に協力し、自主的方法により、第十四条各号のいずれかに該当すると認められる図書類又は第十六条各号のいずれかに該当すると認められるがん具類を収納した自動販売機等を、次に掲げる施設の敷地の周囲から二百メートル以内の区域においては設置しないように努めなければならない。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）
二　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設
三　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
四　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
五　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
六　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園
七　前各号に掲げるもののほか、主として青少年の利用に供される施設で知事が規則で定めるもの

（酒類又はたばこの販売業者の自主規制）
第十九条　酒類又はたばこの販売を業とする者は、自動販売機を設置して酒類又はたばこを販売しようとするときは、相互に協力し、自主的方法により、青少年が当該自動販売機から酒類又はたばこを容易に購入することができない措置を講ずるように努めなければならない。

（その他の事業者の自主規制）
第二十条　第十四条から前条までに規定するもののほか、物品の販売又は役務の提供を業とする者は、相互に協力し、自主的方法により、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

（事業者等に対する指導等）
第二十一条　知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第四章　有害環境の浄化に関する規制

（有害図書類の指定及びその販売等の制限）
第二十二条　知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、審議会の意見を聴くいとまがないときは、審議会の構成員のうち二名以上の意見を聴いて、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
一　著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
二　著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
三　著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
２　知事は、前項ただし書の規定による指定をしたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

３　第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、青少年に有害な図書類とする。
一　書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が、二十ページ以上又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの
二　録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が規則で定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの
三　録画テープ、録画盤その他これらに類するものであって、図書類の取扱業者の組織する団体等が青少年が閲覧し、視聴し、又は聴取することが不適当であると認めた旨の表示で、知事が審議会の意見を聴いて指定するものがなされているもの
４　図書類の取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項に規定する青少年に有害な図書類(以下これらを「有害図書類」という。)を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
５　図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、知事が規則で定める方法により他の図書類と区分するとともに、当該有害図書類を陳列している場所の見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。ただし、青少年立入制限場所(風適法第二条第一項に規定する風俗営業(同項第五号の営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所をいう。以下同じ。)において有害図書類を陳列する場合は、この限りでない。
６　何人も、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、贈与し、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(有害興行の指定及びその観覧の制限)
第二十三条　知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。
２　興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
３　興行を主催する者は、有害興行を主催するときは、当該有害興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより有害興行を青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。
４　何人も、有害興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

(観覧制限興行の指定及びその観覧の制限)
第二十四条　知事は、興行(有害興行を除く。)の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該興行を保護者の同伴のない年少青少年(十五歳以下の者をいい、中学校を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者を除く。以下同じ。)の観覧を制限する興行として指定することができる。
一　年少青少年の情操の向上を害し、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの
二　年少青少年が粗暴若しくは残虐な行為、犯罪又は自殺を模倣するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの
三　年少青少年に不健全な刺激を与え、その健全な育成を阻害するおそれの著しいもの
２　興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行(以下「観覧制限興行」という。)を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させてはならない。
３　興行を主催する者は、観覧制限興行を主催するときは、当該観覧制限興行を観覧しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。
４　何人も、観覧制限興行を保護者の同伴なしに年少青少年に観覧させないように努めなければならない。

(有害がん具類の指定及びその販売等の制限)

第二十五条　知事は、がん具類がその形状、構造、機能等から次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

一　著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

二　著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2　前項の規定にかかわらず、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類であって、次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害ながん具類とする。

一　着用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて包装箱その他の物に収納されている物品

二　専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、知事が規則で定める形状、構造、機能等を有するもの

3　がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第一項の規定により指定されたがん具類及び前項に規定する青少年に有害ながん具類(以下これらを「有害がん具類」という。)を青少年に販売し、貸し付け、交換し、頒布し、又は贈与してはならない。

4　何人も、有害がん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

5　第二十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(有害広告物の指定及びその掲出等の制限)

第二十六条　知事は、広告物の内容の全部又は一部が第二十二条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2　前項の規定にかかわらず、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が規則で定めるものを掲載する広告物は、青少年に有害な広告物とする。

3　何人も、第一項の規定により指定された広告物及び前項に規定する青少年に有害な広告物を掲出し、表示し、配置し、又は頒布してはならない。ただし、青少年が容易に見ることができない方法で掲出し、表示し、配置し、又は頒布する場合は、この限りでない。

4　知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5　第二十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(有害遊技の指定及び制限)

第二十七条　知事は、遊技機を使用する遊技(風適法第二条第一項第四号の営業に係る営業所で行う遊技を除く。)が遊技機の構造及び遊技の方法から著しく青少年の射幸心を誘発し、又は助長するおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて当該遊技を青少年に有害な遊技として指定することができる。

2　遊技機を設置し、客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第七号の営業を除く。)を営む事業者及びその代理人は、前項の規定により指定された遊技(以下「有害遊技」という。)を青少年にさせてはならない。

3　何人も、有害遊技を青少年にさせないように努めなければならない。

(自動販売機等の設置届出等)

第二十八条　自動販売機等業者は、自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを開始する前(新たに図書類又はがん具類の自動販売機等を設置しようとする場合にあっては、当該自動販売機等を設置する前)までに、当該自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号。第四号及び第五号において同じ。)

二　自動販売機等の設置場所

三　次条第一項の自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号

四　自動販売機等の所有者の氏名、住所及び電話番号

五　自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号
六　前各号に掲げるもののほか、知事が規則で定める事項
２　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
３　第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に変更が生じたとき、又は当該届出に係る自動販売機等による図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを廃止したときは、その変更が生じた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
４　第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機等の前面の見やすい箇所に、知事が規則で定めるところにより、当該届出に係る同項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。
５　前項の規定は、第二項の規定による変更の届出又は第三項の規定による変更の届出(第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出を除く。)をした者について準用する。

(自動販売機等管理者の設置等)
第二十九条　自動販売機等業者は、図書類又はがん具類の自動販売機等ごとに、その管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。
２　自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。
一　その管理に係る自動販売機等から有害図書類又は有害がん具類を撤去する権限を有すること。
二　その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町村の区域内に住所を有すること。
三　その他知事が規則で定める要件
３　自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の管理に当たっては、常にその現状を把握し、適正な管理に努めなければならない。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等)
第三十条　自動販売機等業者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

２　自動販売機等業者又は自動販売機等管理者(以下「自動販売機等業者等」という。)は、現に自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第二十二条第一項又は第二十五条第一項の規定により有害図書類又は有害がん具類に指定されたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を撤去しなければならない。

(有害図書類等の撤去命令等)
第三十一条　知事は、前条第一項又は第二項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　自動販売機等業者等は、前項の規定による命令を受けたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類の撤去その他必要な措置をとらなければならない。

(自動販売機等の撤去命令)
第三十二条　知事は、前条第一項の規定による命令を受けた自動販売機等業者が、当該命令に従わないとき、又は当該命令を受けた日から六月以内の期間に、当該自動販売機等において再び第三十条第一項若しくは第二項の規定に違反したときは、当該自動販売機等業者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。
２　自動販売機等業者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から十五日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(インターネット利用環境の整備)
第三十三条　インターネットを一般の利用に供する事業を営む者は、青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成２０年法　律第７９号。以下

「青少年インターネット環境整備法」という。）第２条第３項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（同条第９項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又は青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第１０項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用その他必要な措置を講ずるものとする。

２　インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又はインターネット接続サービスの提供を業とする者は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する情報その他必要な情報をその利用者等に提供するものとする。

３　保護者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等を認識し、その保護する青少年に対しインターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用を適切に管理するものとする。

４　青少年育成関係者は、青少年に対し、インターネットの適切な利用に関し必要な教育を行うものとする。

５　何人も、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続契約に係る説明等）

第三十三条の二　携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第２条第８項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務（同条第７項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約の当事者又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末若しくはＰＨＳ端末の使用者（以下「携帯電話インターネット接続契約の当事者等」という。）が青少年であるかどうかを　確認し、当該携帯電話インターネット接続契約の当事者等が青少年であるときは、当該青少年の保護者に対し、書面により、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しなければならない。

２　保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末若しくはＰＨＳ端末の使用者とする携帯電話インターネット接続契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第１７条第１項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

３　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により提出された書面を、当該契約が終了する日又は当該青少年が１８歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存しなければならない。

（青少年に対する利用カード等の販売等の禁止）

第三十四条　何人も、青少年に対し、利用カード等の販売、貸付け、交換、贈与又は提供（以下「販売等」

という。)をしてはならない。

(カード等販売機への利用カード等の収納等の制限)
第三十五条　何人も、利用カード等をカード等販売機(カード等の販売等を行うための自動販売機その他の機器をいう。以下同じ。)に収納し、又はカード等販売機により提供できる状態にしてはならない。

(利用カード等の販売等の届出)
第三十六条　利用カード等の販売等を業として営もうとする者は、利用カード等の販売等を開始する前までに、利用カード等の販売等をする場所(以下「利用カード等販売所」という。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。
一　届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに電話番号)
二　利用カード等販売所の名称、所在地及び電話番号
三　利用カード等により役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業の営業所の名称、所在地及び電話番号(風適法第二条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業にあっては、呼称、営業の本拠となる事務所の所在地及び電話番号)
四　販売等の方法
五　前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
2　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項各号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあっては、利用カード等販売所の名称及び電話番号に限る。)に変更が生じたとき、又は当該届出に係る利用カード等の販売等を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、その変更が生じた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(テレホンクラブ等営業の広告物の制限等)
第三十七条　何人も、テレホンクラブ等営業の営業所の名称、所在地若しくは電話番号又は利用カード等販売所に係る広告物その他のテレホンクラブ等営業に関する広告物(風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の営業所に掲出し、又は表示する当該店舗型電話異性紹介営業の営業所に係る広告物を除く。以下「テレホンクラブ等営業の広告物」という。)を掲出し、表示し、配置し、又は頒布してはならない。ただし、青少年が容易に見ることができない方法で掲出し、表示し、配置し、又は頒布する場合は、この限りでない。
2　警察官は、前項の規定に違反してテレホンクラブ等営業の広告物を配置し、又は頒布している者があるときは、その者に対し、当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3　公安委員会は、第一項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、同項の規定に違反した広告物の除去又は回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の解除)
第三十八条　知事は、第二十二条第一項若しくは第三項第三号、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による指定をした場合において当該指定をした理由が消滅したと認めるときは、速やかに審議会の意見を聴いて当該指定を解除しなければならない。

(推奨等の告示)
第三十九条　第十二条の規定による推奨、第二十二条第一項若しくは第三項第三号、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定による指定又は前条の規定による指定の解除は、栃木県公報で告示して行う。

(勧告及び公表)
第四十条　知事は、第二十二条第五項、第二十三条第二項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは

第三項、第二十七条第二項又は第三十三条の二第一項若しくは第三項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他知事が規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（適用除外）
第四十一条　第二十八条から第三十二条まで又は第三十五条の規定は、青少年立入制限場所に設置する自動販売機等又はカード等販売機については、適用しない。

第五章　青少年の健全育成を阻害する行為等の規制

（いん行等の禁止）
第四十二条　何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。
2　何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（青少年に対する入れ墨の禁止）
第四十三条　何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

（物品の質受け及び古物の買受け等の制限）
第四十四条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋又は古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質に取り、又は古物（次条に規定する着用済み下着を除く。以下同じ。）を買い受け、若しくは交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるときは、この限りでない。
2　何人も、正当な理由がある場合を除き、物品の質入れ又は古物の売却若しくは交換について、青少年からの委託を受けることのないようにしなければならない。

（青少年からの着用済み下着の買受け等の禁止）
第四十五条　何人も、青少年から、着用済み下着（着用した下着をいい、着用したと青少年が称するものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは交換し、又は着用済み下着の売却の委託を受け、若しくはその周旋をしてはならない。

（勧誘行為の禁止）
第四十六条　何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
一　接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。）又は性風俗関連特殊営業（同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
二　接待飲食等営業のうち風適法第二条第一項第一号に該当するものの客となるように勧誘すること。
三　入れ墨を受けるように勧誘すること。
四　着用済み下着を売却するように勧誘すること。

（有害行為のための場所提供等の禁止）
第四十七条　何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知ってその場所を提供し、又は周旋してはならない。
一　第四十二条第一項の規定に違反する行為
二　第四十三条の規定に違反する行為
三　第四十五条の規定に違反する行為

四　暴行又はとばく
五　飲酒又は喫煙
六　催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
七　大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
八　トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

(深夜外出等の制限)

第四十八条　保護者は、特別の事由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

2　何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託又は承諾を得ないで、深夜に、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3　深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜(その営業時間帯に限る。)に、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第四十九条　次に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において興行又は営業を行う場合には、深夜に青少年をその施設に入場させてはならない。

一　興行場
二　個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
三　インターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる施設(図書館法第二条第一項に規定する図書館を除く。以下「複合カフェ」という。)
四　ボーリング場、ビリヤード場その他知事が規則で定めるスポーツ、遊技等を行わせる施設

2　前項各号に掲げる施設を経営する事業者及びその代理人は、深夜において興行又は営業を行う場合には、当該施設に入場しようとする者が見やすい箇所に知事が規則で定めるところにより深夜に青少年を当該施設に入場させることが禁止されている旨の掲示をしなければならない。

3　知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(複合カフェの構造及び設備等)

第五十条　複合カフェを経営する事業者及びその代理人は、当該複合カフェの内部に区画(その内部においてインターネットの利用又は図書類の閲覧、視聴、聴取若しくは観覧を行わせる場所であって、その周囲を仕切り板等で囲った構造のものをいう。)を設けて営業する場合には、当該区画の出入口に施錠の設備を設けてはならず、かつ、当該出入口から当該区画の内部を常に見通すことができるようにしなければならない。

2　知事は、前項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章　栃木県青少年健全育成審議会

第五十一条　この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2　審議会は、前項に規定するもののほか、青少年の健全な育成に関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員十七人以内で組織する。

4　委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一　学識経験を有する者
二　関係業界の団体又は企業の役職員
三　関係行政機関の職員

5　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

（立入調査等）
第五十二条　知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。
２　公安委員会は、この条例（第二十二条から第二十七条まで、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第四十九条及び第五十条の規定に限る。）の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に興行場その他の事業所に立ち入り、調査を行わせ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。
３　前二項の規定による権限は、必要最小限度において行使すべきであって関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
４　第一項又は第二項の職員がこれらの規定による権限を行使する場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
５　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（青少年の指導）
第五十三条　青少年育成関係者は、青少年がこの条例の目的に照らして指導を要すると認められる行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、その非を諭し、又は保護者に連絡する等当該青少年が健全に育成されるよう指導に努めるものとする。

（一般からの申出）
第五十四条　何人も、第十二条の規定による推奨、第二十二条第一項若しくは第三項第三号、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定による指定又は第三十八条の規定による指定の解除をすることが適当であると認めるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

（規則への委任）
第五十五条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第八章　罰則

第五十六条　第四十二条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
２　第四十二条第二項又は第四十七条第一号若しくは第四号から第八号までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
３　第三十二条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
４　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第三十一条第二項、第三十四条、第三十五条、第四十三条又は第四十七条第二号の規定に違反した者
二　第三十七条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
５　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第四項、第二十五条第三項、第三十条第一項又は第四十八条第二項の規定に違反した者
二　第二十六条第四項の規定による命令に違反した者
三　第三十条第二項の規定に違反し、第二十二条第一項又は第二十五条第一項の規定による指定の日から五日以内に有害図書類又は有害がん具類を撤去しなかった者
四　第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
６　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。
一　第二十八条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第三号又は第四十九条第一項の規定に違反した者
三　第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提

出し、又はこれらの規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

7　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第二十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二　第四十九条第三項又は第五十条第二項の規定による命令に違反した者

8　第二十二条第四項、第二十五条第三項、第三十四条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第二項又は第四十九条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことについて過失のないときは、この限りでない。

第五十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

第五十八条　この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は適用しない。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に定められている青少年の健全な育成のための施策に関する県の基本的な計画であって、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第十条の規定により定められた基本的な計画とみなす。

3　この条例の施行前に改正前の栃木県青少年健全育成条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

5　栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部栃木県青少年健全育成審議会の項を削る。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(青少年の健全な育成に関する基本的な計画に関する経過措置)

2　この条例の施行の際現に改正前の第十条の規定により定められている青少年の健全な育成に関する基本的な計画は、改正後の第十条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。

(栃木県附属機関に関する条例の一部改正)

3　栃木県附属機関に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部栃木県青少年健全育成審議会の項を削る。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

4　子ども・若者育成支援推進法

（平成二十一年七月八日法律第七十一号）

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　子ども・若者育成支援施策（第七条―第十四条）
第三章　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条―第二十五条）
第四章　子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十三条）
第五章　罰則（第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本と　なる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二　子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三　子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四　子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五　子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六　教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行

うこと。

七　修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条　政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条　政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章　子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条　子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条　子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

２　子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二　子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ　教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ　子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ　第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三　子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四　子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
五　子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
六　子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
七　子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
八　前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
３　子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（都道府県子ども・若者計画等）
第九条　都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
２　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若　者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）
第十条　国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行う　ものとする。

（社会環境の整備）
第十一条　国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）
第十二条　国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）
第十三条　地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条　国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章　子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第十五条　国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第　七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以　下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一　社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二　医療及び療養を受けることを助けること。

三　生活環境を改善すること。

四　修学又は就業を助けること。

五　前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六　前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

２　関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条　関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一　前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二　相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三　関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努める

ものとする。

（人材の養成等）

第十八条　国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条　地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

２　地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条　協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協　議を行うものとする。

２　協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機　関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条　協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

２　調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条　協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役　割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

２　指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条　国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるよう

にするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
２　国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
３　協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）
第二十四条　協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第二十五条　第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章　子ども・若者育成支援推進本部

（設置）
第二十六条　内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）
第二十七条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
二　前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
三　前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
２　本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）
第二十八条　本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）
第二十九条　本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）
第三十条　本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。
２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）
第三十一条　本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
２　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　国家公安委員会委員長
二　総務大臣
三　法務大臣
四　文部科学大臣
五　厚生労働大臣
六　経済産業大臣
七　前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）
第三十二条　本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第三十三条　第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則
第三十四条　第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（検討）
第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5　「青年の意識と行動に関する調査」（概要・回答者の属性）

1　調査目的

本県の青年層の意識及び行動等についての実態調査を行い、今後の青少年施策のあり方を検討するとともに、「とちぎ青少年プラン」の次期プランを策定する際の基礎資料とすること。

2　調査設計

(1) 調査地域　栃木県全域
(2) 調査対象　満 18 歳以上満 40 歳未満の男女個人
(3) 標 本 数　2,000 人
(4) 抽出方法　住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
(5) 調査方法　郵送法（郵送配布-郵送回収、回答者の希望により WEB 回答も可能）
(6) 調査時期　平成 26 年 10 月 21 日～11 月 12 日
(7) 調査機関　株式会社エスピー研

3　回収結果

(1) 回収数　837 人
(2) 回収率　41.9%

4　調査回答者の属性

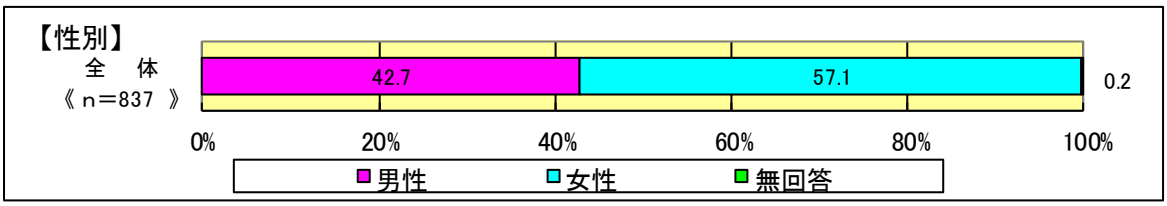

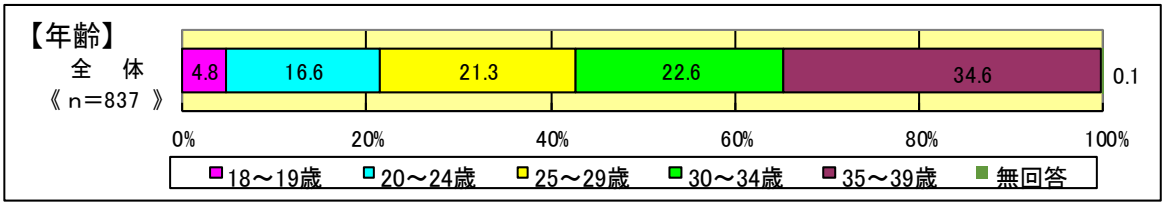

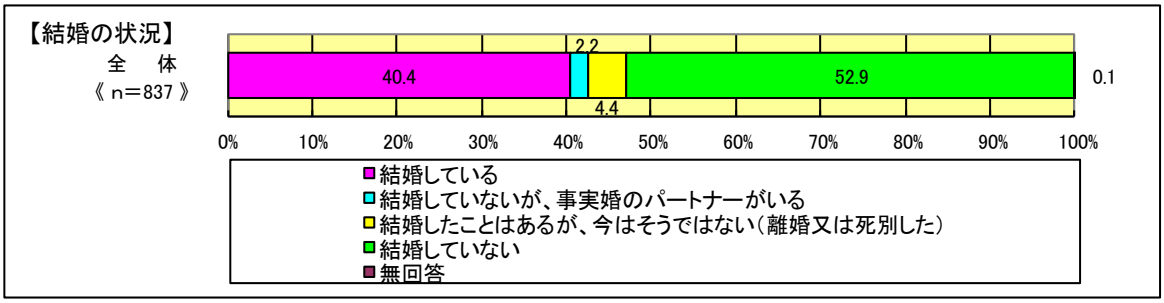

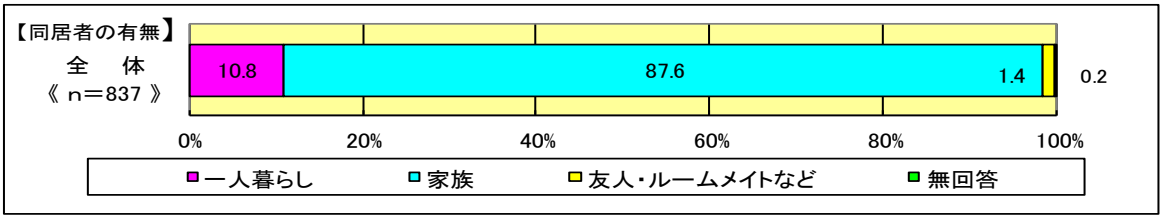

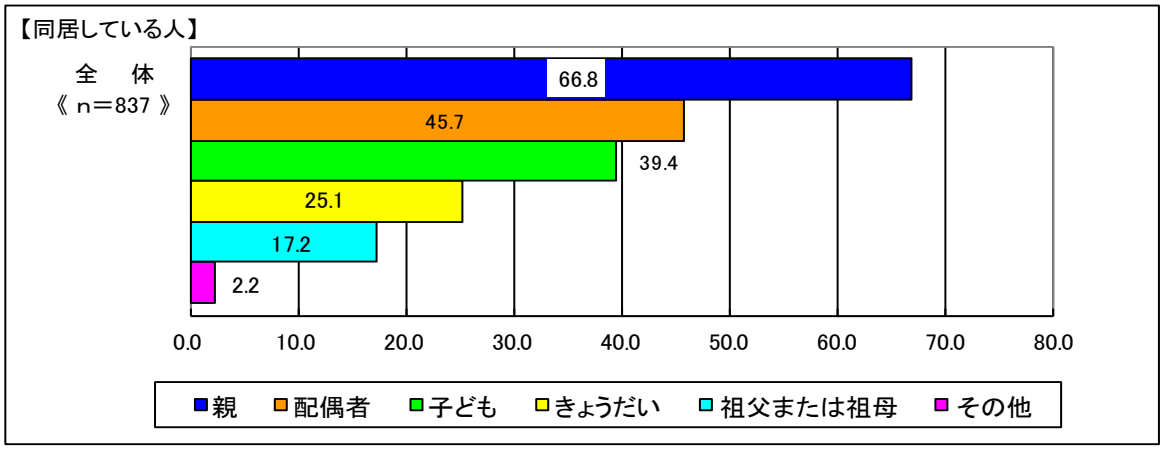

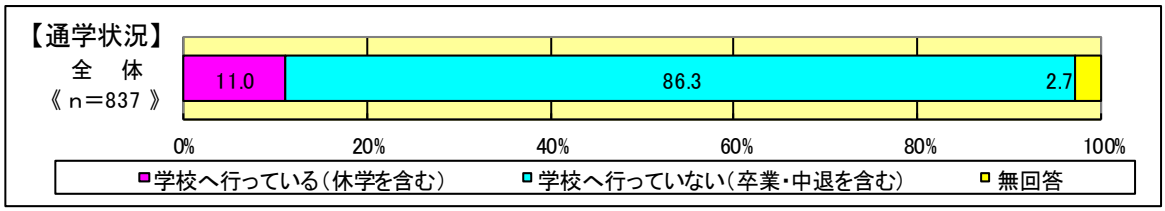

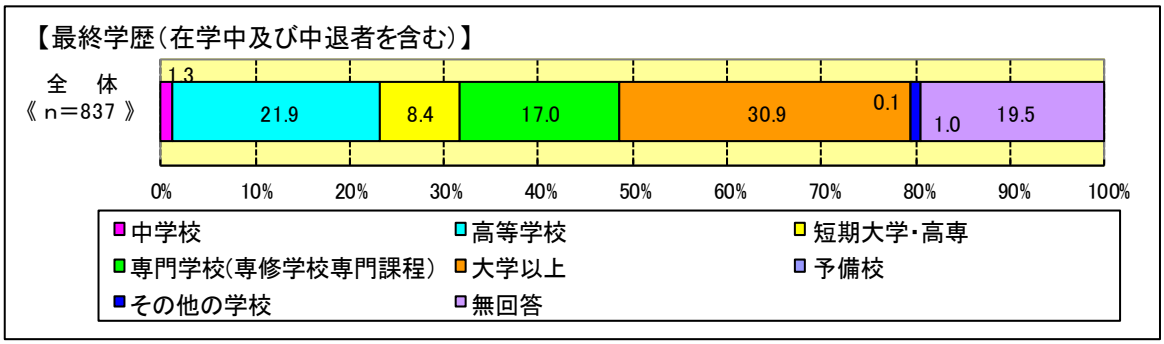

5　本プランに掲載した調査結果

(1) 就労・職業に関することについて　掲載頁

① 現在の就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

② 就職しない理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

(2) ニートやひきこもりに関することについて

① ニートの予防や支援の取組として必要なこと・・・・・・・・・・・・・・ 50

② ひきこもりの予防や支援の取組として必要なこと・・・・・・・・・・・・ 50

(3) 地域・社会参加活動について

① 地域・社会活動の参加状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

② 地域・社会活動に参加しない理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

(4) 人生観について

① 結婚について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

② 結婚しなくてもよい（しない方がよい）と考える理由・・・・・・・・・ 9

③ 子どもを持つことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(5) 青少年の健全育成について

① 未成年者の行動についての考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

② 次代の青少年を育成するために必要な取組・・・・・・・・・・・・・・・ 57

③ 青少年を取り巻く環境をより良いものとしていくために力を入れて
いくべきもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

6　各種法令等による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから，満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから，満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳，女満16歳〔未成年者は，父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
勤労青少年福祉法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕※第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年4月厚生労働省）において，「おおむね35歳未満」としている。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許，大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許，大型特殊免許，大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許，小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年	法律上は規定なし 「子どもゆめ基金」については，おおむね18歳以下の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

（参考）

児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

とちぎ青少年プラン
2016～2020

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
TEL：028-623-3075　FAX：028-623-3150
Eメール：seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日